# 森林整備地域活動支援対策の拡充(令和5年度~)

#### く対策のポイント>

- 境界が不明な森林を対象に、地籍図や過去の空中写真、航空レーザの微地形表現図(地形図)等の活用により、デジタル形式の森林境界案を作成する取組を新たに支援
- 林地台帳、森林簿、登記簿を確認した結果、所有者が確認できなかった森林を対象に、戸籍等の資料を収集して所有者の探索を行う取組を新たに支援

## ① 森林境界情報のデジタル化に向けた支援の拡充

#### <現状>

森林所有者の高齢化や不在村等が進む中、現地での確認が困難で森 林境界が不明となり、森林整備を実施する際に境界を確定するまでに多 大な時間と労力を要している。

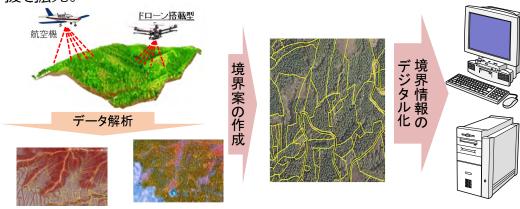




急傾斜地も多く、現地に赴いての確認が困難

#### 拡充

効率的に境界の確認ができるよう、<u>デジタル形式の森林境界案作成</u>への支援を拡充。



## ② 所有者探索の取り組みへ支援の拡充

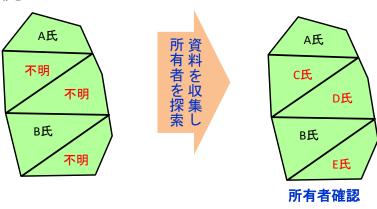
#### <現状>

- ・森林整備の実施に当たって、所有者の探索に多大な時間と労力を要している。
- ・相続等により所有者が確認できないため、境界確定や合意形成に着手できないケースがある。

事前に、対象となる森林所有者を確定させることが重要

## 拡 充

戸籍、住民票、課税台帳等の資料を収集して、所有者の探索を行う取組への支援を拡充。



# 森林整備地域活動支援対策の運用改善(令和5年度~)

## <運用改善のポイント>

- ① 森林経営計画の変更が伴わなくても「間伐促進」メニューが活用できることに見直し。
- ② 隣接者が不明等により同意が得られなかった境界も「森林境界案」として整理すれば支援対象とすることに見直し。
- ③ 境界既知区間を含む森林においても、境界が確定した区域面積全体を支援対象とすることに見直し。

## ①「間伐促進」の適用時期の見直し

く令和4年度まで>

「間伐促進」メニューは、<u>経営計画を変更することが条件となっており、</u> 既に経営計画で間伐が計画されている森林は支援対象外。 運用改善

- 「間伐促進」メニューの要件である「経営計画の変更」要件を緩和する ことで、既に経営計画で<u>間伐が計画されている森林も支援対象とする</u> ことに見直し。
- 間伐実施の直近で「間伐促進」メニューの活用が可能。
- ただし、「経営委託」メニューにより支援した森林は対象外。

# ②「境界明確化」における隣接者不明等への支援見直し

<令和4年度まで>

隣接者が不明等により測量成果の同意が得られなかった場合は支 援対象外。 運用改善

- 境界明確化の地域活動を行ったものの、隣接者不明等により同意が得られなかった場合でも、<u>測量成果を「森林境界案」として整理すれば支援対象とすることに見直し</u>。
- ただし、事前に森林所有者等に境界測量の実施の確認を得ないで 行った活動は支援対象外。

## ③ 境界既知区間の控除の見直し

く令和4年度まで>

境界が明確な区間(既知区間)が対象森林の一部に含まれる場合、既知区間相当分は支援対象外。

建用 改善

- 既知区間における過去の測量成果情報の収集活動も伴うことから、<u>境</u> 界が確定した区域面積全体を支援対象とすることに見直し。
- ただし、既知区間における地域活動に要した経費を適切に説明できる ように整理。